

全建労発第 56 号
令和 8 年 2 月 19 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
〔 公 印 省 略 〕

適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査について（協力依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に對しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業の働き方改革に向けては、平成30年に成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、建設業についても、令和 6 年度から時間外労働の罰則付き上限規制を適用されたところであり、週休 2 日の確保など長時間労働の是正に向けた働き方改革の更なる徹底が急務となっております。

国土交通省における適正工期をめぐる取組としては、令和 2 年 7 月に中央建設業審議会において「工期に関する基準」が作成・勧告されており、また、令和 6 年 6 月に公布された改正建設業法において、工期ダンピング対策の強化や工期変更の協議円滑化が新たに規定され、建設業の働き方改革の実現に向けて、取組を強化していくこととしております。

このため、別添のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課より本会宛てに、今後の施策を検討するにあたっての工期設定等の実態調査の協力依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折恐縮ですが、本調査に関しまして貴会会員企業の方々に対し、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

（担当：労働部 浜崎、吉田）

事務連絡
令和8年2月17日

各建設業者 ご担当者様

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査について（協力依頼）

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

建設業の働き方改革に向けては、平成30年に成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、建設業についても、令和6年度から時間外労働の罰則付き上限規制を適用されたところであり、週休2日の確保など長時間労働の是正に向けた働き方改革の更なる徹底が急務となっております。

適正工期をめぐる国土交通省の取組としては、令和2年7月に中央建設業審議会において「工期に関する基準」が作成・勧告されており、また、令和6年6月に公布された改正建設業法において、工期ダンプ対策の強化や工期変更の協議円滑化が新たに規定され、建設業の働き方改革の実現に向けて、取組を強化していくこととしております。

このため、国土交通省における今後の施策を検討するにあたって、工期設定等の実態調査をさせていただきたく、ご多忙の折恐縮ですが、ご協力をよろしくお願いいたします。

調査への回答方法等につきましては下記 URL または別紙「調査票」をご確認ください。

アンケート調査票（ウェブ形式）：<https://www.ari.co.jp/kouki/const/index.html>

なお、本調査の実施ならびに調査結果のとりまとめにつきましては、(株)日本アプライドリサーチ研究所に業務委託をしております。

【調査の趣旨等に関する問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

寺田（内線 24757） 一木（内線 24758）

TEL：03-5253-8111（代表）

【回答方法等に関する問い合わせ先】

アンケート事務局（(株)日本アプライドリサーチ研究所）

FAX：03-5259-6381

TEL：0120-202-504

各建設事業者の皆様

令和 8 年 2 月 17 日

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課

適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査 ウェブアンケートご協力のお願い

令和 6 年 4 月より、建設業についても、罰則付き時間外労働上限規制が適用されたことから、週休 2 日の確保など長時間労働の是正に向けた建設業の働き方改革の更なる徹底が急務となっています。建設業の働き方改革の実現に向けては、民間の建設投資額が全体の約 6 割を占めることから、今後は民間工事における取組を強化していくこととしており、その施策を検討するため、実態調査へのご協力を、御社にお願いすることとなりました。趣旨をご理解の上、アンケートへのご協力をお願いいたします。

なお、本調査は任意でご協力をお願いするものですが、施策に反映する大切な基礎資料となるものですので、ぜひご協力頂きますようお願いいたします。



回答サイト

本調査は、原則インターネットでの回答をお願いしております。下記 URL へアクセスし、ご回答頂きますようお願いいたします。

URL <https://www.ari.co.jp/kouki/const/>



- ・調査結果は当該目的のみに使用いたします。回答内容により、建設業法等の関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることはございません。
- ・設問の大半は選択肢形式で、回答時間は 15 分程です。
- ・委託先である「日本アプライドリサーチ研究所」サイトのトップページにも回答サイトへの入場バナーがあります。

回答方法

次頁をご覧ください

回答期限

令和 8 年 3 月 6 日(金)17:00

<回答方法・内容に関するお問い合わせ>

(株)日本アプライドリサーチ研究所
アンケート調査担当
Tel 0120-202-504
(平日 9:30-12:00、13:00~17:00)
Fax 03-5259-6381

<国土交通省担当部局>

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課
工期設定アンケート調査担当
寺田 (内線 24757) 一木 (内線 24758)
TEL : 03-5253-8111 (代表)

WEB アンケートの回答方法

▶主な設問内容

1.回答者の概要について

- ・ 基本情報
(事業所名、本社所在地、所属団体、主な許可業種、完工高、従業者数)
- ・ 請負工事の概要
(元請／下請、公共／民間工事の割合、専属度、土木／建築工事の割合) 等

2.民間工事全般における工期設定の状況について

- ・ 工期の提案／設定、猛暑日と工期設置、条件の明示状況、該当工事の概要、工期が変更された理由、変更に伴う工事費について、経営への影響、週休2日の導入、工期変更の発生頻度 就労状況 等

3.適正工期確保や生産性向上に向けた取組について

- ・ 施策の認知、適正工期確保のために必要なこと、長時間労働是正や週休2日に向け実施していること 生産性向上に向けて実施していること 等

4.資材確保高騰への対応状況

- ・ 資材や原油価格高騰に関する条項の有無、注文者に対する変更契約状況について 等

5.災害復旧活動への参加

▶ウェブアンケートには、次のような手順でアクセスし、回答して下さい。

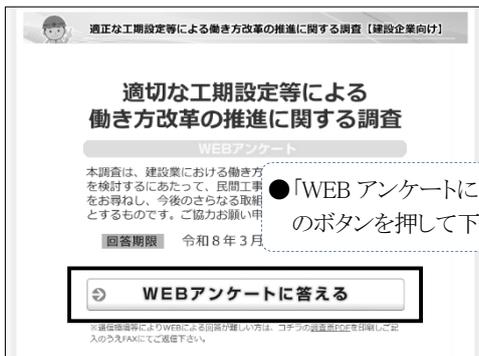
1 本調査トップページへのアクセスをお願いします。

<https://www.ari.co.jp/kouki/const/>

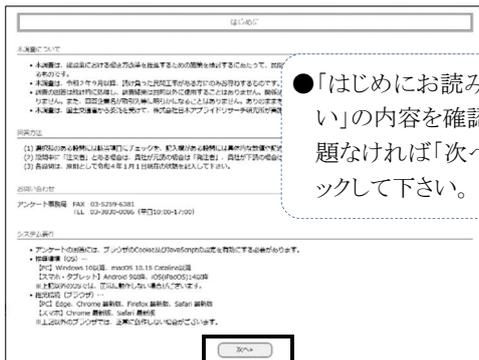


※ブラウザのアドレスバーに上記URLを入力しページを表示させて下さい。

2 表示される画面の手順に従って、入力して下さい。※画面はイメージです。実際とは細部が異なる場合があります。



「はじめにお読み下さい」



「各設問のページ」



「最終ページ」



※回答にあたっては画面上の指示に従い、必ず最後の「設問は以上です。ご回答ありがとうございました。」画面までお進み下さい。入力画面の途中で画面を閉じるなどしますと回答は送信されません。

適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査

ウェブアンケート

《建設企業向け》設問一覧

はじめに

本調査について

- 本調査は、建設業における働き方改革を推進するための施策を検討するにあたって、企業等が発注主となる**民間工事**における工期の設定状況等を把握することを目的として実施するものです。ただ該当する受注実績がない場合でも、一部回答して頂く設問があります。
- 調査の回答は統計的に処理し、調査結果は目的以外に使用することはありません。関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることもありません。また、回答企業名が取引先等に明らかになることはありません。ありのままをご回答下さいますようお願い致します。
- 本調査は、国土交通省から委託を受けて、株式会社日本アプライドリサーチ研究所が実施しております。

回答方法

- (1) 下記サイトにアクセスしてお答え下さい
URL <https://www.ari.co.jp/kouki/const/>
 - (2) 選択肢のある設問には○印を、記入欄がある設問には具体的な数値や内容を記入して下さい。
 - (3) 設問中に「注文者」とある場合は、貴社が元請の場合は「発注者」、貴社が下請の場合は「元請負人」を指しているとして記入して下さい。
 - (3) 各設問は、原則として令和8年1月1日現在の状態を記入して下さい。
 - (4) **令和8年3月6日**までにご回答下さいますように、お願い申し上げます。
- ※本紙は、設問内容を一覧して頂くための参考資料です。基本的にホームページからのご回答をお願いします。但しインターネット環境のない方は直接記入してFAXにてお送り下さい。

お問い合わせ

アンケート事務局((株)日本アプライドリサーチ研究所)
FAX 03-5259-6381
TEL 0120-202-504 (平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

- | | | |
|----------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 62 (一社)日本厨房工業会 | 82 (一社)日本屋外広告業団体連合会 | 102 (一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会 |
| 63 (一社)重仮設業協会 | 83 (一社)日本家具産業振興会 | 103 (一社)全国建行協 |
| 64 (一社)日本計装工業会 | 84 (公社)全国解体工事業団体連合会 | 104 (一社)樹脂舗装技術協会 |
| 65 全日本電気工事業工業組合連合会 | 85 (公社)日本推進技術協会 | 105 (公財)建設業適正取引推進機構 |
| 66 全国圧気工業協会 | 86 日本建設インテリア事業協同組合連合会 | 106 (一社)送電線建設技術研究会 |
| 67 (公社)日本エクステリア建設業協会 | 87 (一社)日本ウレタン断熱協会 | 107 (一社)日本発破・破砕協会【旧:日本発破工事協会】 |
| 68 (一社)全国道路標識・標示業協会 | 88 (一社)日本配管工事業団体連合会 | 108 (一社)全国中小建設工事業団体連合会 |
| 69 (一社)日本金属屋根協会 | 89 (一社)ビルディング・オートメーション協会 | 109 (一社)コンクリートパイル・ポール協会 |
| 70 (一社)斜面防災対策技術協会 | 90 (一社)日本トンネル専門工事業協会 | 110 全国建設労働組合総連合 |
| 71 (一社)全国建設産業団体連合会 | 91 (一社)日本アンカー協会 | 111 (一社)JBN・全国工務店協会 |
| 72 (一社)日本下水道施設業協会 | 92 (一社)日本ソーパワフォー建築協会 | 112 (一社)日本管路更生工法品質確保協会 |
| 73 (一社)日本内燃力発電設備協会 | 93 (一社)日本木造住宅産業協会 | 113 (一社)全国住宅産業地域活性化協議会 |
| 74 (一社)日本建築板金協会 | 94 (一社)日本潜水協会 | 114 (一社)日本築炉人材育成協会 |
| 75 消防施設工事協会 | 95 (一社)全国特定法面保護協会 | 115 (一社)鉄骨現場溶接協会 |
| 76 (一社)日本運動施設建設業協会 | 96 (一社)日本在来工法住宅協会 | 116 全国サイディング事業協同組合連合会 |
| 77 全国圧接業協同組合連合会 | 97 ダイヤモンド工事業協同組合 | 117 所属団体なし |
| 78 (一財)中小建設業住宅センター | 98 (一社)日本建設業連合会 | 118 その他の団体() |
| 79 全国マスタック事業協同組合連合会 | 99 (一社)フローリング協会 | |
| 80 (一社)全国ポンプ・圧送船協会 | 100 (一社)全日本漁港建設協会 | |
| 81 全国板硝子工事協同組合連合会 | 101 (一社)マンション計画修繕施工協会 | |

※2 主な許可業種 選択肢一覧

- | | | | |
|------------|--------------------|--------------|------------|
| 1 土木一式工事業 | 9 管工事業 | 17 塗装工事業 | 25 建具工事業 |
| 2 建築一式工事業 | 10 タイル・れんが・ブロック工事業 | 18 防水工事業 | 26 水道施設工事業 |
| 3 大工工事業 | 11 鋼構造物工事業 | 19 内装仕上工事業 | 27 消防施設工事業 |
| 4 左官工事業 | 12 鉄筋工事業 | 20 機械器具設置工事業 | 28 清掃施設工事業 |
| 5 とび・土工工事業 | 13 ほ装工事業 | 21 熱絶縁工事業 | 29 解体工事業 |
| 6 石工事業 | 14 しゅんせつ工事業 | 22 電気通信工事業 | |
| 7 屋根工事業 | 15 板金工事業 | 23 造園工事業 | |
| 8 電気工事業 | 16 ガラス工事業 | 24 さく井工事業 | |

問 1～3 は、令和 6 年 12 月以降、受注した民間工事についてお聞きするものです

該当する実績がない場合は、下記の項目にチェック(✓)のうえ、「適正工期確保に向けた取組」以降の設問(問 4-1)へお進み下さい。

令和 6 年 12 月以降、受注した民間工事がいないため、問 1～問 3 は回答できません。→問 4-1 へ

民間工事全般における工期設定の状況

調査期間中(令和6年12月以降)に貴社が請け負った民間工事の工期についてお尋ねします。

問 1-1 工期は注文者※、貴社のどちらが初めに提案するケースが多かったですか。(回答は一つ)

※「注文者」とは貴社が元請の場合は「発注者」、貴社が下請の場合は「元請負人」、2次下請の場合は「1次下請負人」など1つ上位の業者を指します。

- 1 注文者から提示されるケースが多い
- 2 受注者(貴社)から提案するケースが多い

問 1-2 当初契約の工期はどのように設定されておりましたか。(回答は一つ)

- 1 注文者の意向を優先することとし、協議は依頼しないことが多い
- 2 注文者の意向が優先され、協議を依頼しても応じてもらえないことが多い
- 3 注文者と協議を行うが、受注者(貴社)の要望は受け入れられないことが多い
- 4 注文者と協議を行い、受注者(貴社)の要望も受け入れられることは少なくない(半々程度である)
- 5 注文者と協議を行い、受注者(貴社)の要望も受け入れられることが多い

問 1-3 令和6年12月以降に受注した工事は、それ以前に受注した同種同様の工事に比べ、工期に関する状況に変化はありましたか。(回答は一つ)

- 1 長い工期の工事受注が増えている
- 2 短い工期の工事受注が増えている
- 3 あまり大きな変化はない

《問 1-4 は、問 1-3 で「1」と回答した方のみ》

問 1-4 長い工期の工事受注が増えている要因として考えられる理由をお答えください。(回答はいくつでも)

- 1 適正な工期の見積もり
- 2 資材価格等の高騰
- 3 資材・人員の不足や調達遅延
- 4 突発的な自然災害の発生
- 5 その他

(その他の場合、具体的な要因)

問 1-5 受注した工事の工期の長さは通常必要な期間と比べ、適切でしたか。はじめに提案した(された)時点と、最終的な(工期変更があった場合は変更契約後)時点について、それぞれお答えください。(それぞれ回答は一つ)

a. はじめに提案した(された)工期

→

b. 最終的な工期

→

選択肢

- 1 著しく短い工期の工事が多かった
- 2 短い工期の工事が多かった
- 3 妥当な工期の工事が多かった
- 4 余裕のある工事が多かった

問 1-6 工期の設定にあたって、猛暑日(暑さ指数(WBGT値)が31以上または気温が35度以上)を「不稼働日」として考慮していますか。(回答は一つ)

- 1 している
- 2 していない

《問 1-12 は、問 1-9 で「1」、「2」と回答した方のみ》

問 1-12 工期変更あるいは一時中止となった理由をお答えください。(回答は一つ)

- 1 設計不備による仕様・施工の変更
- 2 資機材の調達難航
- 3 人手の確保難航
- 4 関連工事との調整
- 5 周辺住民との調整
- 6 関係機関との調整
- 7 用地の確保遅延
- 8 文化財保護・埋設物の不明解さ
- 9 悪天候・自然災害
- 10 施工不良による手戻り
- 11 その他 ()

《問 1-13 は、問 1-9 で「4」と回答した方のみ》

問 1-13 工期変更や一時中止を求めたが応じてもらえなかった理由をお答えください。(回答は一つ)

- 1 供用開始日の制約があり工期を延ばせなかった
- 2 注文者の予算の関係で工期を延ばせなかった
- 3 関連工事の制約があり工期を延ばせなかった
- 4 注文者と協議することができなかった
- 5 その他 ()

問 1-14 工期不足に対応するため貴社が実施したことは何ですか。貴社が元請企業の場合は、下請企業による対応を含めます。(回答はいくつでも)

- | | |
|------------|----------------|
| 1 休日出勤 | 6 業務の外部委託 |
| 2 早出・時間外労働 | 7 機械施工の拡充 |
| 3 作業員の増員 | 8 プレキャスト化 |
| 4 工程の合理化 | 9 工期不足の工事はなかった |
| 5 工法変更 | 10 その他 () |

問 1-15 貴社が請け負った工事において、工程に影響を与えた条件を教えてください。(回答はいくつでも)

- | | |
|--|----------------------------------|
| 1 関連工事の有無とその工事期間 (完了予定日、当該工事の着手可能日) | 8 用地条件 (用地取得状況や占用物件・埋設物等) |
| 2 作業可能時間 (通行止め、搬入・搬出時間等) | 9 不稼働日 (長期休暇、降雨・降雪期、猛暑日、出水期等) |
| 3 地質条件(地質調査結果の有無、調査予定) | 10 設計完成時期 (概略設計での発注、修正設計中の場合) |
| 4 土砂・廃棄物の搬出条件(搬出先、時間等) | 11 工事用道路・施工ヤードの条件 |
| 5 工事支障物の条件(埋設物の有無等) | 12 その他 () |
| 6 関係機関協議の有無と協議結果(協議予定) | |
| 7 周辺住民協議の有無と協議結果(協議予定) | |

調査期間中に受注した工事の現場閉所率についてお尋ねします。

問 1-16 貴社が元請として請け負った工事について、平均的な現場閉所率ほどの程度でしたか。はじめに提案した（された）時点と、最終的な（工期変更があった場合は変更契約後）時点について、それぞれお答えください。（それぞれ回答は一つ）

a. はじめに提案した（された）現場閉所率 →

《問 1-16b は、問 1-16a で「1」「2」「3」「4」「5」「6」と回答した方のみ》

b. 最終的な現場閉所率 →

選択肢

- 1 4 週 8 閉所
- 2 4 週 7 閉所
- 3 4 週 6 閉所
- 4 4 週 5 閉所
- 5 4 週 4 閉所
- 6 4 週 4 閉所未満
- 7 元請として請け負った工事はない

問 1-17 貴社が下請として請け負った工事について、平均的な現場閉所率ほどの程度でしたか。はじめに提案した（された）時点と、最終的な（工期変更があった場合は変更契約後）時点について、それぞれお答えください。（それぞれ回答は一つ）

a. はじめに提案した（された）現場閉所率 →

《問 1-17b は、問 1-17a で「1」「2」「3」「4」「5」「6」と回答した方のみ》

b. 最終的な現場閉所率 →

選択肢

- 1 4 週 8 閉所
- 2 4 週 7 閉所
- 3 4 週 6 閉所
- 4 4 週 5 閉所
- 5 4 週 4 閉所
- 6 4 週 4 閉所未満
- 7 下請として請け負った工事はない

調査期間中に受注した民間工事における、貴社が直接雇用した技術者・技能者の就労状況についてお尋ねします。

問 1-18 技術者・技能者が取得した平均的な休日状況を教えてください。

【技術者】

a. 休日取得状況

→

【技能者】

b. 休日取得状況

→

選択肢

- 1 4週8休以上(完全土日休み含む)
- 2 4週7休程度
- 3 4週6休程度
- 4 4週5休程度
- 5 4週4休程度以下
- 6 不定休
- 7 直接雇用していない

問 1-19 技能者・技術者は、祝日はどの程度休んでいましたか。前問の「週休日」とは別に、祝日(建国記念日や春分の日など)の休暇取得状況について、最も近いものを教えてください。(それぞれ回答は一つ)

《問 1-19a は、問 1-18a で「1」「2」「3」「4」「5」「6」と回答した方のみ》

【技術者】

a. 休日取得状況

→

選択肢

- 1 ほとんどの祝日を休んだ
- 2 一部の祝日のみ休んだ
- 3 祝日はほとんど休まなかった
- 4 その他(期間中祝日がなかった、繁忙期・閑散期で異なる、など)

《問 1-19b は、問 1-18b で「1」「2」「3」「4」「5」「6」と回答した方のみ》

【技能者】

b. 休日取得状況

→

問 1-20 貴社が直接雇用している技術者・技能者について、一人当たりの時間外労働(所定勤務時間を超えた残業など)の状況をお聞かせください。「1 か月あたりの平均的な時間外労働時間」と「最も多かった月の時間外労働時間」について、それぞれ最も近い区分を教えてください(それぞれ回答は一つ) ※平均時間外労働時間は最大時間外労働時間以下、最大時間外労働時間は平均時間外労働時間以上となるようお答えください。

【技術者】

《a-1 は、問 1-18a で「1」「2」「3」「4」「5」「6」と回答した方のみ》

a-1. 一か月あたりの平均時間外労働時間

- 1 15 時間未満
- 2 15 時間以上 30 時間未満
- 3 30 時間以上 45 時間未満
- 4 45 時間以上 60 時間未満
- 5 60 時間以上 80 時間未満
- 6 80 時間以上 100 時間未満
- 7 100 時間以上

【技能者】

《b-1 は、問 1-18b で「1」「2」「3」「4」「5」「6」と回答した方のみ》

b-1. 一か月あたりの平均時間外労働時間

- 1 15 時間未満
- 2 15 時間以上 30 時間未満
- 3 30 時間以上 45 時間未満
- 4 45 時間以上 60 時間未満
- 5 60 時間以上 80 時間未満
- 6 80 時間以上 100 時間未満
- 7 100 時間以上

《a-2 は、問 1-18a で「1」「2」「3」「4」「5」「6」と回答した方のみ》

a-2. 一か月あたりの最大時間外労働時間

- 1 15 時間未満
- 2 15 時間以上 30 時間未満
- 3 30 時間以上 45 時間未満
- 4 45 時間以上 60 時間未満
- 5 60 時間以上 80 時間未満
- 6 80 時間以上 100 時間未満
- 7 100 時間以上

《b-2 は、問 1-18b で「1」「2」「3」「4」「5」「6」と回答した方のみ》

b-2. 一か月あたりの最大時間外労働時間

- 1 15 時間未満
- 2 15 時間以上 30 時間未満
- 3 30 時間以上 45 時間未満
- 4 45 時間以上 60 時間未満
- 5 60 時間以上 80 時間未満
- 6 80 時間以上 100 時間未満
- 7 100 時間以上

適正工期確保や生産性向上に向けた取組

適正工期の確保等に関する貴社のお考えや取組をお答え下さい。

問 2-1 国土交通省と業界団体では、建設業における性急な工事を回避し、適切な工期を確保するため、以下の取り組みを進めています。ご存知の施策はありますか。(それぞれ回答はひとつ)

- | | | | |
|----------------------------------|---|--------------------------|---|
| a. 第三次・担い手3法改正 (建設業法、品確法、入契法) | → | <input type="checkbox"/> | 選択肢 1 内容まで知っている 2 名称は聞いたことがある 3 全く知らない |
| b. 中央建設業審議会「工期に関する基準」改定・勧告 | → | <input type="checkbox"/> | |
| c. (一社)日本建設業連合会「適正工期確保宣言」 | → | <input type="checkbox"/> | |
| d. 建設業法令遵守ガイドライン | → | <input type="checkbox"/> | |
| e. 中央建設業審議会「労務費に関する基準」改定・勧告 | → | <input type="checkbox"/> | |

問 2-2 国土交通省の中央建設業審議会では、適切な工期確保のため受発注者が考慮すべき事項をまとめた「工期に関する基準」(2024年3月改定)を策定しています。次の、工期に影響を与える要素のうち、工期設定で貴社が実際に考慮している内容をお答えください。(〇はいくつでも)

- 1 自然要因(降雨日・降雪日・猛暑日等)
- 2 休日・法定外労働時間・週休2日の確保
- 3 イベント(年末年始・ゴールデンウィーク等の特別休暇、駅伝やお祭りなど交通規制が行われる時期等)
- 4 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件といった敷地条件に伴う制約
- 5 分離発注等の契約方式
- 6 関係者との調整(施工前や工事中において、地元住民・団体から理解を得るために要する期間等)
- 7 特になし
- 8 その他()

問 2-3 今後適正な工期設定の確保のために必要なことは何だと思えますか。(回答はいくつでも)

- 1 見積・契約時、もしくは早期段階における、条件等の情報提供
- 2 適切な準備期間、工事条件についての注文者の理解
- 3 休日の確保等についての注文者の理解
- 4 短期間工期にて施工せざるを得ない場合は、請負金額への上乗せ
- 5 受注者側の生産性向上の取組
- 6 その他()

問 2-4 時間外労働削減に資する取組として貴社が行っているものはありますか。(回答はいくつでも)

- 1 ICTの活用(ICT建機、BIM/CIM、情報共有システムなど)
- 2 業務プロセスの効率化(事務作業の外部委託、受発注管理システムの導入など)
- 3 バックオフィス業務の見直し(書類の削減、書類の簡素化等)
- 4 勤務体制の見直し(シフト勤務、週休2日制、長時間労働の抑制など)
- 5 人材の確保と育成(積極採用、多能工化、教育研修の強化など)
- 6 生産体制の最適化(適正な受注量の調整、工期・工程の調整など)
- 7 特になし
- 8 その他()

《問 2-5 は、問 2-4 で「7」以外を回答した方のみ》

問 2-5 問 2-4 で選択した項目のうち、貴社が特に力を入れている取り組みの番号を記入し、その内容や効果についてお答えください。

| (問 2-4 で選択した項目番号) ※回答はいくつでも | (具体的な取組内容) |
|--------------------------------|------------|
| | |

問 2-6 貴社の施工現場では、ICT※はどの程度活用していますか。実際の活用状況に最も近いものをお答えください。(回答は一つ)

※ICT とは、ドローン、ウェアラブルカメラ、測量機、ICT 建機、施工ロボットなどの技術を活用した作業の効率化を指します。

- 1 ほとんどの工事で活用している(8割以上)
- 2 おおむね活用している(5~8割程度)
- 3 あまり活用していない(3~5割程度)
- 4 ほとんど活用していない(1~3割程度)
- 5 まったく活用していない

問 2-7 ICT を活用するうえで課題となっているものをお答えください。(回答はいくつでも)

- 1 ICT 製品に関する情報不足
- 2 ICT 製品の使用方法が不明
- 3 ICT 製品導入のための資金不足
- 4 ICT 製品導入による費用対効果が不明
- 5 ICT 活用のための人材不足
- 6 特になし
- 7 その他 ()

問 2-8 ICT 関係で政府が実施している補助事業についてご存じですか。(回答は一つ)

- a. 中小企業庁「カタログ補助金」 →
- b. 国土交通省「建設市場整備推進事業補助金」 →

- | |
|---------------|
| 1 内容まで知っている |
| 2 名称は聞いたことがある |
| 3 全く知らない |

※各補助事業の詳細

中小企業庁「カタログ補助金」

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/>

国土交通省「建設市場整備推進事業補助金」

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00039.html

《問 2-9 は、「貴社の概要について」の総工事高に占める元請・下請工事の割合で「1」と回答した方のみ》

問 2-9 貴社では、下請に提出を求める書類を見直す取組を行っていますか。実施状況について、最も近いものをお答えください。(回答は一つ)

- 1 見直しの取組を始めており、書類の削減・簡素化が進んでいる
- 2 見直しの取組を始めているが、書類の削減・簡素化に至っていない
- 3 見直しの必要性を認識しているが、取組に至っていない
- 4 見直しの必要性はない

資材価格高騰への対応状況

資材価格高騰への対応に関する貴社の取組をご回答下さい。設問は調査期間(令和 6 年12月以降)に履行中の民間工事(令和 6 年12月以前に受注した民間工事も含む)を対象とします。

問 3-1 令和 6 年 6 月に成立した改正建設業法等において、資材高騰に伴う価格転嫁に関して規定されています。これらの内容についてご存知ですか。(回答は一つ)

- 1 おおよその内容を知っている
- 2 聞いたことはあるが内容は分からない
- 3 知らない

【参考】国土交通省ホームページ

※第三次・担い手3法について <https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp/>

《問 3-2 は、問 1-16a で「1」「2」「3」「4」「5」「6」と回答した方のみ》

問 3-2 貴社が元請となっている工事の契約における資材や原油価格高騰に関する条項の有無について、最も近いものをお答えください。(回答は一つ)

- 1 全て物価等の変動に関する契約変更条項はあった
- 2 おおむね物価等の変動に関する契約変更条項はあった
- 3 ほとんど物価等の変動に関する契約変更条項はなかった
- 4 全て物価等の変動に関する契約変更条項はなかった
- 5 元請として請け負った工事はない

《問 3-3 は、問 1-17a で「1」「2」「3」「4」「5」「6」と回答した方のみ》

問 3-3 貴社が下請となっている工事の契約における資材や原油価格高騰に関する条項の有無について、最も近いものをお答えください。(回答は一つ)

- 1 全て物価等の変動に関する契約変更条項はあった
- 2 おおむね物価等の変動に関する契約変更条項はあった
- 3 ほとんど物価等の変動に関する契約変更条項はなかった
- 4 全て物価等の変動に関する契約変更条項はなかった

問 3-4 資材や原油価格高騰の影響を受けた工事における注文者に対する変更契約協議の状況について、最も近いものをお答えください。(回答は一つ)

※「注文者」とは貴社が元請の場合は「発注者」、貴社が下請の場合は「元請負人」、2次下請の場合は「1次下請負人」など1つ上位の業者を指します。

- 1 協議を行った →問 3-5 へ
- 2 協議の申し出を行ったが、応じてもらえなかった
- 3 協議の申し出を行わなかった
- 4 物価等の変動を受けた工事はなかった

《問 3-5 は、問 3-4 で「1」と回答した方のみ》

問 3-5 変更契約協議後の契約変更の状況について、最も近いものをお答えください。(回答は一つ)

- 1 全て契約変更が行われた
- 2 一部契約変更が行われた
- 3 契約変更は行わなかった
- 4 注文者へ申し出中のため、契約変更されるか未定である

災害復旧活動への参加

問 4-1 貴社にとって、災害復旧活動へ参加するにあたって、どのような課題があると感じていますか。(回答はいくつでも)

- 1 資材等の備蓄の調達・管理コストの負担が大きい
- 2 現地状況を把握できないため、現地対応、ルート確保が難しい
- 3 発災時において従業員の安否確認に苦労した
- 4 電話・インターネット回線等の不具合により連絡・調整等に苦慮した
- 5 最新の情報をリアルタイムに共有できなかった
- 6 行政機関の被災や情報錯綜により災害対応の要請・指示が遅れることがある
- 7 災害復旧活動は行っていない

設問は以上です。ご回答ありがとうございました。